

議 長 討論は委員会報告が否決ですので、松田町議会会議規則第51条及び松田町議会運営基準第100項の規定にのっとり、まず原案賛成者、次に原案反対者を交互に行います。原案賛成者の討論を求めます。

1 番 唐 澤 議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））の賛成の立場で討論いたします。

私としては、今後自分の子供が通う小学校として一番心配していたことは、アスベストの件でした。一括工事にするすることで、補助金を3分の1から2分の1に拡大させ、予定価格よりも低く進められるように調整してきた執行側の努力を高く評価いたします。

また、一般競争入札ではなく、随意契約で実施したことに関しても、適切であると判断いたします。その理由としては、まず、平成30年にプロポーザルの要領の協定書も目を通して小学校建設の債務負担行為を議会で承認しています。金額面では競争入札にすると約1,400万円ほど高くなると説明もありました。この金額は決して小さい額とは思いません。そして、今朝の新聞でも山北町が木材高騰のため、体育館建替え計画を見送る方針を固めたとありました。山北町は工事費用が増えるだけでなく、木材調達も困難。鋼材の価格も急騰していると理由を述べています。原油、半導体不足などの様々な素材不足、また人手不足の社会情勢を鑑みると、地方自治法施行令第167条の2の6、7に十分該当し、一般競争入札にするべきではないと考えます。

以上のことから賛成しますので、御賛同のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、原案反対者の討論を求めます。

6 番 井 上 それでは、私はですね、議案第52号工事請負契約の締結（松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）については、執行者側は随意契約とした根拠は、前田建設工業ほか共同企業体とのプロポーザル協定及びアスベスト処理が必要となった際に取り交わした変更協定書において、契約の方法は随意契約とするとされていることから、随意契約の方法により1者に

よる見積りを行ったということでも説明をされました。そもそもこのプロポーザル協定書及び変更協定書というのは、契約ではないと、補助金の執行に係る事前執行としてですね、契約として取り交わすとですね、補助金が頂けないという説明もあったことからですね、議会承認の契約ではないので、議会承認の取手続を取っていないということです。

このことから、プロポーザル協定の中の随意契約とするという一文はですね、これを議会のほうにですね、今回の工事請負契約を議会に提案された根拠としてですね、随意契約と認めることはできないというふうに考えます。

そして、本議案、工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）が適正な契約か否かを判断するには、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）の各号が該当する随意契約であるかどうかを議会としては判断をすべきだと思います。工事請負に係る規定で、167条の2の中で本議案に該当するものは第1号です。これは松田町契約規則で定める額としてですね、130万円以内のものは随意契約でできるという規定ですが、これはオーバーをしています。第6号、競争入札に付することが不利と認められる。これはですね、町側の説明もですね、不利となる理由が見当たりません。

第7号、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときとあります。これもですね、著しくということは、10%、20%とですね、かなりの額が競争入札による場合とですね、随意契約による場合でメリットがある。今回は5億5,000万円あまりに対して1,400万円、これは2.5%に当たります。通常の契約、入札等では数%の予定価格に対して数%の落札というのは当然ある範囲内です。著しくという言葉はですね、しっかりと議会としてですね、判断をしなければいけないというふうに考えています。

これらに該当しない本議案の校舎解体・グラウンド整備工事は、地方自治法施行令の167条の2（随意契約）に該当をしないということであり、議会として本議案は否決すべきであると考えます。

また、本議案の契約金額は5億4,900万円と巨額な契約であります。町民の税金による事業を行っている以上ですね、地方自治法の中の競争入札という原

則以外のですね、特例としての随意契約によるべきではなく、工事請負契約の契約行為は原則競争入札という基本的な執行をすべきであります。神奈川県の記事契約においてもですね、1億円以上の工事の随意契約はないと聞いています。

議案第52号工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）については、不明確な見積りではなく、競争入札による適正な執行で業者を選定し、契約することで、有効な税金等の執行ができると考えています。執行者側の言うように、校舎建築業者が一番安く確実に解体工事等ができるのであれば、競争入札においても、個々の共同企業体の参加業者が参加をして落札できるのではないかとこのように考えています。子供たちがこれから学んでいく松田小学校、ぜひ適切な競争入札による契約方法を進めていかなければいけません。ぜひとも委員長報告に皆さんの賛同をお願いをいたします。

以上、本議案について、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を打ち切り採決を行います。議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。